

平成24年度第2回理事会の開催

平成24年度第2回理事会が、平成24年5月29日、本会会議室において開催された。

本会議では、議決事項として、①「第1号議案 平成23年度事業報告及び決算に関する件」、②「第2号議案 第69回通常総会に関する件」、③「第3号議案 日本獣医師会会長感謝状に関する件」について審議し、異議なく可決承認され、次に協議事項として、①「1 役員選任規程に関する件」、②「2 理事の職務権限規程に関する件」、③「3 会員の入会審査基準に関する件」について協議し、了承され、続いて説明・報告事項として、①「1 監事監査規程の制定に関する件」、②「2 部会委員会の開催に関する件」、③「3 業務運営概況等に関する件」について説明、報告が行われ、さらに連絡事項として、「当面の主要会議等の開催計画の件」が説明された（第2回理事会の議事概要は下記のとおり）。

平成24年度第2回理事会の議事概要

I 日時：平成24年5月29日(火) 14:00～17:50

II 場所：日本獣医師会・会議室

III 出席者：

【会長】山根義久

【副会長】藏内勇夫、近藤信雄

【専務理事】矢ヶ崎忠夫

【地区理事】波岸裕光（北海道地区）

砂原和文（東北地区）

高橋三男（関東地区）

村中志朗（東京地区）

大野芳昭（中部地区）

中島克元（近畿地区）

柴田 浩（中国地区）

塩本泰久（四国地区）

坂本 紘（九州地区）

【職域理事】酒井健夫（学術・教育・研究）

麻生 哲（開業・産業動物）

細井戸大成（開業・小動物）

横尾 彰（家畜共済）

梅澤正親（家畜・家畜衛生）

木村芳之（動物福祉・愛護）

【監事】岩上一紘、佐藤ひさし、玉井公宏

（欠席）職域理事 森田邦雄（公衆衛生）

IV 議事：

【議決事項】

第1号議案 平成23年度事業報告及び決算に関する件

第2号議案 第69回通常総会に関する件

第3号議案 日本獣医師会会長感謝状に関する件

【協議事項】

1 役員選任規程に関する件

2 理事の職務権限規程に関する件

3 会員の入会審査基準に関する件

【説明・報告事項】

1 監事監査規程の制定に関する件

2 部会委員会の開催に関する件

3 業務運営概況等に関する件

4 その他

【連絡事項】

1 当面の主要会議等の開催計画の件

2 その他

V 会議概要

1 山根会長から、開会に当たり大要次の挨拶があった。

(1) 3月14日、福島県第一原発20キロ圏内の警戒区域内に入り、畜産農家の案内で早朝から暗くなるまで現地を視察したが、一時立入が許可されて以降、未だに放置されたままの状態である。実際に、86頭の親子連れの放れ牛を目にしたが、20キロ圏内の家畜は、愛護団体や、既存の牧場等々で保護されている数を合わせると、農林水産省の報告と同様、1,000頭前後と推測される。「家畜」としての価値をなくしていることを考えると、これらは既に経済動物ではなく、犬・猫と同様に、動物福祉の観点で考える必要がある。

また、4月22日、南相馬市において、東北大学の佐藤衆介教授等を中心とした、応用動物行動学会の警戒区域内家畜の保護管理特命チームの主催による「シンポジウム 警戒区域内に取り残された牛の活用の道を探る」が開催された。私も講演を依頼されていたものの航空機の欠航で出席できなかったが、多くの意見が出され、安楽殺でなく、保護すべきとの結論が出されたと仄聞している。

さらに、4月26日、北里大学において開催された、「平成23年度繁殖雌牛等を用いた放射性物質の体内汚染地図作成調査事業」の第2回研究会に、矢ヶ崎専務理事と共に出席した。今回、牛に正常な飼料を3カ月間給

与すると、牛肉の放射性セシウムの数値は50ベクレル以下となり、さらに継続すれば測定不能な限界まで低下する旨が報告され、私が前回第1回研究会で「肉牛は肉牛としての生涯を全うさせ、繁殖牛はできる限り科学的に有効活用すべき」と希望を込めて発言したことが、科学的根拠に基づき現実のものとなると期待を寄せている。

農林水産省（農水省）の方針では、家畜は安楽殺することを想定しており、20キロ圏外への移動も簡単にはいかないが、これらの家畜を救うべく、政治・行政が丸となった協力体制が構築されるよう努力したいと考えている。

(2) 4月19日、文部科学省（文科省）の第2回の「獣医学教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議」が開催された。本会議は、4年前から3年間の検討を行い、中央教育審議会へ答申を取りまとめられたが、その際、より具体的で実効ある体制整備を依頼した経緯がある。これに対し、文科省が重い腰を上げ、ようやく第2次の検討が進められることになったので、前回の検討で示された工程表に基づく取り組みが推進されるものと期待している。

(3) 平成21年8月に農水省が取りまとめた「獣医療を提供する体制の整備を図るための基本方針」については、昨年、各都道府県あてそれぞれ本方針に基づいた計画の策定が依頼されたところである。これまでの方針の交付においては、都道府県は策定に積極的ではなかったが、今改訂においては3月末で35の自治体で計画を策定されたとのことで、これは農水省をはじめ、地元の地方獣医師会（地方会）、都道府県の関係者の努力の結果と考える。さらに、基本方針策定時に計画が実効あるものとなるよう検証を進言したことを受け、農水省では6月に獣医事審議会委員4名を全国の2カ所に派遣して検証するということであり、今後の取り組みに期待を寄せている。

(4) 本日の審議内容は6月28日の第69回の通常総会に諮る重要な議案が主であり、慎重な審議を依頼するとともに、地方に帰られたなら必ず、各県の獣医師会に情報伝達をよろしく願いたい。

2 定款第40条の規定に基づき、山根会長が議長に就任し、以下の議事が進められた。

【議決事項】

第1号議案 平成23年度事業報告及び決算に関する件

(1) 矢ヶ崎専務理事から、平成23年度事業報告及び決算について説明がなされた後、玉井監事から、監査報告として、平成23年度における事務事業の実施状況及び会計状況について、会長から事務事業の報告並びに収支計算書及び財産目録等の提出を受け、諸帳簿、証拠書

類等に基づき監査したところ、いずれも、定款及びその他の規程に従い、適正に処理されていた旨が報告された。

(2) 上記の説明に対する主な質疑応答等として、①過去20年来、毎年他県の獣医師グループが狂犬病予防注射期間だけ当市に来て、「獣医師会は、地方自治体と一緒にあって狂犬病予防注射で暴利を貪っているが、我々は市民の味方、社会正義である。」と吹聴しながら、低額で予防接種を行っているが、もし彼らが事故を起こせば、地元の獣医師が対応を迫られるといった状況にある。これまで県へも掛け合ってきたが、刑事事件として告発できないという判断で指導もなされていない。会員構成獣医師は本会が解決してくれることを期待しているが、このような事例について本会理事会で取り上げられた経緯はない。これまでの取り組み状況と、理事会への上程の手続きをお教え願いたい。②組織基盤の強化ということで、地方獣医師会では入会促進に努めているが実を結ばない。どのような方法が良いか事例を紹介いただきたい旨の質問等があり、①については、細井戸理事から、このような事例は理事会で取り上げ、決議するということはなかった。地方からの情報に対してはその都度、農水省へ申し入れ、農水省からも当該県へ対応を指導されてきたが、県段階では対応していない経緯がある。地方自治体の指導強化をどのように求めるかが課題となる。次に藏内副会長から、このような事例は、これまで専務理事の判断で業務運営幹部会議に諮られ、理事会で審議するか、否か等の選択をしてきた。ある地方会で県内の獣医師グループの間でトラブルが発生した際、農水省は県へ指導を依頼したものの、県は静観したという事例もある。なお、県を動かす一つの手立てとして、県の監査委員事務局に情報公開を依頼する方法もあるが、これは県との関係を悪化させることに留意する必要がある。また、玉井監事から、このような事例については、理事会での提案事項にするための手続きの方法等を定めておく必要がある。関連して高橋理事から、このような重要案件は理事会において時間をかけて十分議論ができるような会議日程を設定すると良い。最後に山根会長から、県での対応のみならず、狂犬病を所轄する厚生労働省でも、このような事例を訴えても、飼い主からは何ら苦情はなく、低額で広く実施されることは歓迎すべきという見解である。国では犬の頭数さえ把握できない状況であり、狂犬病予防注射事業を返上するくらいの姿勢を示さないと改善はされない。本問題は、農林水産省、厚生労働省、環境省、本会の四者で会議を持ち、議論したいと考えている。その一方で、全国で問題となっているグループが存在する事実は、そこに利益がある証でもある。事業主である都道府県はもちろん、我々獣医師会、獣医師も、公益目的事業という観点から、獣医師

は都道府県の依頼を受け、粛々と予防注射業務に協力するという姿勢に立ち返り、予防注射事業の委託料等は、社会奉仕事業に充当する、また、注射は低額で実施する等、身を引き締めて謙虚に改善すべき点を模索すべきである。

なお、このような問題が起きた際は、早急に行政への対応を求めるためにも、速やかに情報を取りまとめて提出いただき、これまでどおり業務運営幹部会にて、理事会での提案事項とする等の取り扱いを判断したいので了解いただきたい旨が説明された後、本議案は原案どおり異議なく承認された。

第2号議案 第69回 通常総会に関する件

矢ヶ崎専務理事から、第69回 通常総会における議事運営等について説明が行われた後、本議案は原案どおり異議なく承認された。

第3号議案 日本獣医師会会長感謝状に関する件

矢ヶ崎専務理事から、総会において、①平成23年度獣医学術学会年次大会の開催を受託し、多大なる尽力により、開催地区の特徴を發揮され盛會に導かれた北海道獣医師会、②会員の加入推進を通じ、獣医師会組織の強化に顕著な実績を上げた（会員数について、対前年同期比の伸び率10%以上増加）川崎市獣医師会、③また、東日本大震災、加えて福島原発事故に関連して、被災動物の救護対策への取り組み、獣医療復旧に対する支援に尽力した全国の地方獣医師会及び海外の獣医師会に会長特別感謝状を授与したい旨が説明され、本議案は原案どおり異議なく承認された。

【協議事項】

1 役員選任規程に関する件

(1) 矢ヶ崎専務理事から、前回理事会の意見等に対する対応として、①副会長の3人制については、ガバナンス部門の拡充不要、特命事項の明示が必要等の意見に対して、従来からの業務の他、会長のマニフェストを反映する特命事項（職域別部会に対応できず、かつ時間的制約のある重要課題等、例えば家庭動物の飼養状況統計の創設、狂犬病予防注射接種率の向上対策、マイクロチップの義務化、会員組織の充実・強化（特に公益法人下における会員制のあり方等）を担当する副会長の必要性に鑑み、1名を増員する。②理事会における監事候補者の選定については、理事会の意向が及ばないようにすべきとの意見に対して、推薦数が同数で上位3位までの選定ができない場合は、推薦があった監事候補者全員を総会に推薦し、選挙による方法に修正したい。③別表2の役員の推薦区分、選出区分、推薦定数及び推薦人の職域理事の選出区分における「学術・教育・研究」と「獣医

学術学会」の職域区分の名称が重複するとの意見に対しては、施行細則において既に規定されており、名称的には重複しているが、推薦人は明確に区分されている。④推薦管理委員会委員を会員構成獣医師のうちから会長が委嘱することに対して、役員の選任において重要な役割を担うため、あらかじめ理事会の承認を得た上で会長が委嘱することとしたい旨説明がされた。

(2) 上記の説明に対する主な質疑応答等として、①特命事項として挙げられた、狂犬病予防注射、マイクロチップ、会員の組織強化等の問題については、地方獣医師会、現場の会員構成獣医師は大変な苦勞をしてきている。これらを専属で取り組む副会長を設置するということが、選任された副会長は、このことを十分理解し、全力で取り組まなければ、本会は信頼を失いかねない。②今の社会情勢において、ガバナンス部門を広げて3人制とすることについて、末端の会員構成獣医師への理解を得られるか疑問である。会長推薦制の副会長は、あらかじめ筆頭副会長を決めることとなり、会長推薦の専務理事を含め、業務執行幹部会議等での審議のバランスに影響することを危惧する。このような方法による副会長の1名増員については、慎重な検討を依頼する。③本会組織を任せられた会長が、山積している様々な課題を解決するために、共に取り組む人材を選ぶことは、会長の特色が出るし、体制固めのためにも良いと思われる。④会長の認める人材、副会長として会長と共に課題に取り組みたいという、意欲ある人であれば、会長の片腕となって積極的に働くであろうし、専務理事の推薦も含め、組織をけん引する会長は、それなりの権限を持つべきと考ええる。⑤過去に会長選挙が行われた際、会員構成獣医師から、選挙になった経緯を知りたいという要望が出されたが副会長についても、どのような人材であるか不明のまま理事会で決めるのでは閉鎖的なイメージがあるため、日本獣医師会雑誌等へ候補者の写真や公約等の掲載等も考慮すべきである旨の意見等があり、これに対して、山根会長から、地方会推薦により選出された会長、副会長が全員一定の職域に偏ることも予想されるため、より広い職域の人材が参画できるよう、会長が推薦することにより、そのバランスを保つための一手段と考えている。リミットは12月の理事会であるので、副会長の選任のあり方については継続して協議いただきたい旨説明がなされ、了承された。

2 理事の職務権限規程に関する件

矢ヶ崎専務理事から、業務執行理事の選定について、理事会設置一般社団法人の業務執行については、代表理事及び理事会で選定された執行理事が行うこととされている。一方、定款施行細則で副会長、専務理事以外の執行理事は、地区制及び職域制の区分により、職務を分担

し担当すると規定されているものの、地区制区分を担当する理事（地区理事）の職務は規定されておらず、これらすべての業務執行理事の職務と権限を明らかにする必要があります。このため理事の職務権限規程を制定することとして、地区理事の職務については、①本会事業に係る本会と担当地区との連携及び調整の推進に関する事務を掌理、及び担当地区における自己の職務の執行状況を理事会に報告すると規定したい旨の説明等がなされた後、了承された。

3 会員の入会審査基準に関する件

矢ヶ崎専務理事から、本件については、前回理事会において、公益法人の認定時において定款等に会員資格を制限する規定はないため、理事会の覚書程度としておくべきとの意見が出されたことから、公益財団法人 公益法人協会に確認したところ、社員の資格の得喪に関するものは、定款または定款施行細則において定めるなど、社員総会決議を要するものであるとされたので、本規程については、事務局で会員申請があった場合の指導事項とするに止めたい旨説明がなされ、了承された。

【説明・報告事項】

1 監事監査規程の制定に関する件

矢ヶ崎専務理事から、本件については、前回理事会において現行理事会が決定した規程を廃止し、新たに監事の申し合わせにより規程を制定することとした。規程の内容は、基本的に従前と変わらないが、監事の権限が強化されており、法律等で定められた事項も含めて記載されているとして、日本獣医師会監事監査規程の内容が説明された後、玉井監事から、3名の監事の同意をもって規程が発効することになるが、規定にあるとおり、理事との「相互信頼の下」という基本理念に則り、理事、関係部署の責任者、事務局職員に協力・補助をいただく中で、職務を遂行していきたい旨が説明され、了承された。

2 部会委員会の開催に関する件

矢ヶ崎専務理事から各部会委員会の開催状況が説明された後、各担当部長である職域理事から次のとおり説明がなされた。

まず、途中退席された酒井理事に代わり、矢ヶ崎専務理事から、①学術部会の学術・教育・研究委員会については、4月4日に文科省及び農水省の担当官の臨席を経て、第11回委員会を開催し、大学教育のモデル・コアカリキュラムの実践体制等を外部評価する際の人材、方法、組織を中心に意見交換し、組織については、新たな機関等の設立は困難なため、現行の評価専門機関において行方方法等について協議した。次に麻生理事か

ら、②産業動物臨床部会の産業動物臨床・家畜共済委員会については、4月23日に農林水産省の担当官、岐阜大学の北川教授の臨席を得て、第14回委員会を開催した。前回の委員会の報告の後、北川教授から、獣医学系大学における産業動物臨床教育の現状と将来展望等として、大学における臨床実習システムのあり方について説明がなされ、続いて農林水産省担当官から、獣医療法に基づく都道府県計画の策定状況が説明された。また事務局から、地方獣医師会へ依頼した動物用医薬品指示書に関する全国アンケート調査について説明された。各県の結果には温度差があったが、全国統一した様式による透明性のあるシステムの構築が急務であると思われ、今後、委員会内での検討により論点を絞り込みたい旨がそれぞれ説明され、了承された。

3 業務運営概況等に関する件

矢ヶ崎専務理事から、平成24年4月1日から平成24年5月20日までの業務概況等について説明がなされた。

4 その他

(1) 本会から送付された、5月25日付け公文書「動物診療施設の経営並びに診療獣医師の処遇に関する実態調査」について、実施については大賛成だが、地方獣医師会においては、公益法人認可取得の作業等で多忙であり、また、地方会の構成獣医師数によっては、10%のサンプル数は相当な数となると思われる。このように突然、1カ月程度の期限でアンケート調査を依頼されれば、当惑する。事前に説明等いただければ円滑に対応できるので、今後、十分配慮いただきたいとの要望があり、細井戸理事から、事務局では、7月に開催される事務事業・推進会議で結果が示せるように提出期限とされたものと思われ、依頼された調査数、期限での提出等が難しいようであれば、事務局で調整するので、その際にご連絡をいただきたい。なお、別途療法食についての調査も依頼する予定であるので引き続き協力のほどお願いしたい旨が説明された。

(2) 獣医学術地区学会の開催の取り扱いについて、前回、所轄外での地区学会の開催が公益事業と認められないため、地区学会に係る経費を地区から本会へ特別会費等の名目で納入し、本会事業として地区に配分することについての質問があり、山根会長から、現在、慎重に調査、検討している旨が回答された。

【連絡事項】

当面の主要会議等の開催計画の件

矢ヶ崎専務理事から、当面の関係主要会議の開催日程について説明がなされた。